

一覧表 (その2) 原告Aからの損害賠償請求

平成31年1月29日被告学園作成

原告Aの主張	証拠	被告学園の主張	証拠
<p>第7 不当解雇に基づく損害賠償請求について</p> <p>第1 本件懲戒解雇処分による原告の研究上の不利益 (準備書面 (8) 4~5頁)</p> <p>・研究・発表に関する不利益</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告は、本件懲戒解雇によって大学教授としての地位を奪われ、研究環境を奪われた。研究計画は大幅に遅れ、論文発表は著しく困難になっている。その間に他の研究者からの先行研究が発表されてしまうおそれもある。 「ソーシャルビジネス」は比較的新しい研究・実践テーマである。本件解雇によって研究者にとって不可欠な最新の研究に触れることができなくなってしまった。 学会に参加しても、原告を避けようとする研究者も多く、自由な討議や意見交換の輪に加わりにくい。学会に参加するためには学会費、旅費、宿泊費その他の費用を捻出することが困難である。 本件解雇時点で原告は6つの学会に所属していたが (甲15の1頁【所属学会】欄参照)、上記の理由から、これまでに「日本地価政策学会」と「日本公共選択学会」を脱退せざるをえなくなった。 <p>・研究費に関する不利益</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与や一時金が支給されなくなり、年間65万円の個人研究費を受けられず、さらに日本学術振興会の科学研究費補助金の申請資格も失ってしまったために、日本と韓国におけるフィールドワークによって、現場のインタビュー及び第1次資料を収集することができなくなった。 平成28年度 乙 大学特定研究助成費 (共同研究) の採択を受け財政局も採られていた「総合安全保障論の再構築と社会の安定・安全に関する研究」(共同研究) は、主要メンバーたる原告を失ったため進行不能となり、共同研究者の研究を含めて中断せざるを得なくなった。また、日本の地域社会の発展に貢献する「レジリエンスの考えに基づいたBCP (事業継続) の実効性に関する研究」(共同研究) に対し公益財団法人トヨタ財団の補助金交付の採択を受けるための予備的研究に着手していたが、この研究も中断されてしまった。 		<p>第7 不当解雇に基づく損害賠償請求について</p> <p>第1 本件懲戒解雇処分による原告Aの研究上の不利益</p> <p>いずれも本件懲戒解雇処分に伴うものであり、特別の不利益ということとはできない。また、原告Aは、甲15、甲18を提出しているのみであり、その主要事実を証するための客観的な証拠は他に提出していない。</p> <p>1 研究・発表に関する不利益</p> <p>否認又は不知</p> <p>本件懲戒解雇によって最新の研究に触れることができなくなったとする因果関係は不明である。学会費、旅費、宿泊費その他の費用を捻出することが困難であるとする根拠も不自然である。原告Aは、被告学園に採用された平成17年4月1日以降、解雇される平成28年7月11日まで、賞与も含め合計1億3502万3854円の給与等の支給を受けており、これは極めて多額である。一般的には蓄財が十分にあるものとするのが自然である。また、平成28年7月8日と19日には、28年度1年分の賞与合計金450万3670円も支給されている。さらには、これを裏付けるように、原告Aから賞金仮払いの申立てもされなかった。</p> <p>本件解雇によって、平成28年度以降、いきなり、学会費、旅費、宿泊費その他の費用程度の捻出が困難になったとは信じ難い。他の4つの学会は維持し、2つの学会を脱退というのが、学会費等の捻出ができないためであるとするのも不自然である。</p> <p>2 研究費に関する不利益</p> <p>否認又は不知</p> <p>被告学園から支給される個人研究費が年間65万円であることを前提とするが、平成30年4月以降は、同研究費は廃止されている。</p> <p>原告A主張のトヨタ財団の補助金の取得ができなくなったことを証する証拠はない。</p> <p>確かに、原告Aも特定研究助成費(共同研究A)の支給対象とはなっていたが、平成28年7月11日までに執行されていなかった。共同研究は、その代表者が、Mで、原告A、S、T、U及びRが共同研究員である。</p>	<p>甲16</p> <p>乙46</p> <p>乙79</p> <p>乙80</p> <p>乙81</p> <p>乙82</p> <p>乙25</p>
<p>第2 「社会起業家育成プログラム」の崩壊 (準備書面 (8) 6~7頁)</p> <p>・原告は 乙 大学大学院経済学研究科総合政策学専攻において、平成25年から準備を進め、平成27年度に大学院における正規のカリキュラムとして「社会起業家育成プログラム」が稼働した。</p> <p>・この社会起業家育成プログラムは東海地区唯一の先進的研究・教育拠点となるものであった。本件解雇処分後、被告学園は当プログラムを閉じるとし、院生募集を停止してしまった。原告は全ての客員教員に対して謝罪に努め、多くの客員教員を回り、事情の説明に努めた。その結果、原告は他の教授や客員教員らと一緒となり、大学院生達との共同研究を進める機会を失ってしまうことになり、このことは原告の研究生活にも大きな打撃となった。</p> <p>・本件懲戒解雇では、金員詐取等や刑事罰相当行為があったかの解雇理由を掲げる等して原告の研究者・教育者としての社会的評価を貶めている。(訴状32頁)。特に、原告が学会やソーシャルビジネス関連業界で失った社会的信用はとて大きい。その結果、これまでの研究仲間達との共同研究や、ソーシャルビジネスの現場で働く方々との共同プロジェクトができなくなっている。本件懲戒解雇後、行政や学会の各種委員会に有識者として参加し社会貢献できる機会もなくなった。</p>		<p>第2 社会起業家育成プログラムの崩壊</p> <p>否認又は不知</p> <p>同プログラムは、原告Aのものではない。被告学園の企画したカリキュラムであり、社会起業家育成のために資するとの方針のもとに創立されたものであって、原告Aによって稼働したものではない。被告学園は、M専攻長らとともに、被告学園の大学院を挙げて取り組んだ結果、外部教員を招聘することができたものである。</p> <p>院生の募集を停止したのは、本件懲戒解雇とは全く関係がない。既に院生の応募が絶えていたために停止する旨決定したものである。</p> <p>被告学園は、原告Aと雇用関係が終了したことを理由に、外部教員及び大学院生に対して謝罪すべき適切な措置を取った。このことは、原告Aのゼミを履修していた大学院生2名(V・W)と被告学園との訴訟(甲16)において、被告学園の答弁書に記載のとおりである。この訴訟では、同院生達が被告学園に損害賠償を求めることにつき理由がなく失当である旨争った(乙46、乙79)が、平成30年2月8日、同院生達の各請求をいずれも棄却する旨の判決(乙80)が言い渡され、被告学園の勝訴となった。このことは、名古屋高裁でも維持され(乙81)、平成30年7月27日確定した(乙82)。</p> <p>被告学園は、原告Aに対する懲戒規程に定める懲戒解雇事由を記載したにすぎず、他に悪意等はない。</p>	

第3 大学教育上の原告の不利益 (準備書面 (B) 7~11頁)

・本件懲戒解雇処分がなされた平成28年度春学期に原告Aが乙大学と大学院で担当していた授業は、実に8つもの授業に及ぶ。同年度秋学期には、7つもの開講が予定されていたが、これ以降の授業ができなくなった。

・原告にとって、学生らが授業やゼミ、学生と共に行う各種プロジェクト等々を通じ、人が変わったように前向きになり問題に取り組む勇気や力をもつようになる姿を見ることほど喜びはない。そして原告は、このような学生を育てることが未来の社会をよくしてゆく基礎であると考え、大学教員は意義ある仕事だと考えてきた。しかし大学教授としての地位を失い、教育の場を奪われた。

・原告という指導者を失ったゼミでは、自主的なサークル「共有クラブ」を結成し、サークル顧問である乙大学総合政策学部教授とも協働を行った上で、原告による公式の指導が受けられない不利を補うために、原告をサークルに迎えて指導を受けたいとした。原告はこれに応じた。もちろん無償である。このように懲戒解雇処分を受けてからも、原告は、学生たちの要請に応え、学外の喫茶店やコミュニティセンター(有料)等で、夏休み中を含め学生らの自主的活動への援助を惜しまなかった。

・大学における教育こそ原告Aの生涯の生きがいである。本件懲戒解雇処分によって原告が受けた教育上の不利益は著しい。学生の学習する権利を踏みにじる被告学園の対応は反教育的である。

第4 「懲戒」自体の不利益 (準備書面 (B) 12~14頁)

・原告が学会やソーシャルビジネス関連業界で失った社会的信用はとても大きい。懲戒解雇された者という肩書きから、原告との社会的関係を控えようとする者は多い。裁判が終わる時まで原告と共同作業を行うことはできないと明言する者も多い。

・これまでの研究仲間達との共同研究や、ソーシャルビジネスの現場で働く方々との共同プロジェクトができなくなっている。本件懲戒解雇後、行政や学会の各種委員会に有識者として参加し社会貢献できる機会は一回もなくなった。

・健康被害も大きい。平成27年末以降、原告は被告学園の理事や執行役員により度重なる圧力を受け、パワーハラスメントをされていると感じていた。さらに平成28年2月末からは、被告学園の匿名調査委員会による原告への不当な圧力や学部長を辞退せよとの脅迫等により、強い心理的圧迫に追い込まれていた(訴状8頁以下、同16頁以下、甲18等)。その結果、平成28年7月には精神科を受診し神経安定剤や睡眠剤などの薬を服用することになる。

・また、懲戒解雇処分によって原告の両親等が受けた心理的ショックの被害は甚だしい。日本が生活拠点となっている原告の生計や将来について危惧していた原告の父親は遂に平成28年10月に脳卒中で倒れ、現在も意識が回復しないまま治療を続けている。原告の母親は平成29年1月に重度の鬱病と診断され、現在治療を受け続けている。このように連鎖的に起きた家族の健康状況のために、原告は平成28年の10月以降は3ヶ月に2回程度、両親の介護のために日本と韓国を往來している。

・本件懲戒解雇では、金員詐取等や刑事罰相当行為があったかの解雇理由を掲げる等して原告の研究者・教育者としての社会的評価を貶めている。(訴状92頁)

第5 まとめ (準備書面 (B) 14頁)

・大学教員の研究・教育活動は生涯を通じて遂行、発展させてゆく専門業務である。前述のように、原告は本件懲戒解雇処分によって研究上の不利益、教育上の不利益、学者キャリア上の不利益、社会生活上の不利益、健康上の不利益、家族関係にも及ぶ不利益を受けている。これら無形の損害は取り返しがつかないものばかりである。取立て金銭をもって賠償するとすれば500万円をもってもおおくないといわざるを得ない。

第3 大学教育上の原告の不利益

原告Aの担当していた授業教及び本件解雇によりその後の授業を担当することができなくなったことは認め、原告Aの心情等を含めその余は不知。

被告学園以外でも教育に関わることはできるはずであるから、教育の場を奪われたとはいえない。

なお、学生と在学契約を締結しているのは、被告学園であって教員(原告A)ではない。

原告Aは、被告学園の教員として、被告学園の在学契約に基づく学生に対する教育任務等を提供する債務の履行補助者として誠実にこれを履行すべき義務を負っているにもかかわらず、被告学園の就業規則違反行為(懲戒規則に定める懲戒処分事由該当行為)を行ったことは事実であり、そのことによって、履行補助者としての誠実な義務履行を怠った責任がある。それにもかかわらず、この点について顧みることなく、現在、本件懲戒解雇処分該当事由を一切行っていないかのように振る舞っているというべきである。

第4 「懲戒」自体の不利益

否認又は不知。

懲戒解雇処分を受けることは、社会的に不名誉であることは争わない。しかし、原告Aは、本件懲戒解雇処分事由に該当する非違行為を行っていることは動かし難い事実である。本件懲戒解雇処分に伴う一定の不利益を受けることがあってもやむを得ない。

第5 まとめ

すべて否認し、法的主張は争う。

原告Aは、あたかも何らの懲戒事由に該当する行為が存在しないかのような前提で主張しているが、本件懲戒解雇処分事由に該当する行為を現に行っているのであり、内外研究員制度違反の事実、アメリカ・ハワイに渡航する意思であるのにこれを秘し、韓国・延世大学で研究に専従している旨装い、その旨錯誤に陥っている被告学園から在外研究員に支給される滞在費及び生活費並びに給与等合計金1257万8898円を詐取した事実、学生に係る個人情報情報の紛失、学部長として入試日に無断で欠勤し待機義務に違反した事実は、そのひとつを取り上げても、大学の教員として到底容認されるようなものではなく、むしろ、このこと自体をもって一定の社会評価が損なわれているものといえるから、本件懲戒解雇処分によって「原告Aの研究上の不利益、教育上の不利益、学者キャリア上の不利益、社会生活上の不利益」が損なわれたと認めることはできない。原告Aの健康上の不利

益は、相当因果関係を欠くものというべきである。

なお、損害賠償額を500万円とするが、訴状で主張した300万円との関係が不明である。

第6 被告学園の反論

1 原告Aの慰謝料請求は、本件懲戒解雇処分が違法・無効であることを前提とするところ、本件懲戒解雇処分には、客観的に合理的理由があり、また、処分内容も社会通念上相当と認められるから、権利の濫用として違法・無効となることはない。

よって、原告Aのこの点の主張は、失当である。

2 被告学園において、本件懲戒解雇処分の前提事実となる懲戒事由に該当する事実が認められ、原告Aの行為が本件懲戒解雇処分相当事由に当たると解することには相応の理由があるというべきであり、本件懲戒解雇処分に当たり、本件調査委員会及び懲戒委員会を経て、原告Aからの事実関係の調査及び弁明の機会の提供がなされており、原告Aに対し、十分な手続保障もしている。これらに鑑みれば、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量の逸脱・濫用があるとは到底認められないから、本件懲戒解雇処分をもって、被告学園に故意又は過失に基づく不法行為に当たるとは認められず、被告学園には、不法行為責任は成立しない。

よって、原告Aのこの点の主張も失当である。

3 なお、仮に、本件懲戒解雇処分が違法・無効であっても、一般的には、地位確認請求と解雇時以降の賃金支払請求が認められ、その地位に基づく経済的損失が補填されることにより、解雇に伴って通常生じる精神的苦痛は相当程度緩和され、これとは別に精神的損害やその他無形の損害についての補償を要する場合は少ないものと解される。原告Aが主張する不利益や精神的苦痛等は、原職の地位があることが確認された場合であってもなお解消されないと見られる特段の事情は認められない。

よって、原告Aの本件懲戒解雇処分が違法・無効であることを理由として不法行為責任に基づく損害賠償請求は理由がない。

以上